

令和7年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和8年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県身体障がい者福祉センター (昭和57年10月1日)	所在地 電話番号	愛媛県松山市道後町二丁目12番11号 089-924-2101 https://www.ehime-swc.or.jp/facility/shinsho/
県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)	利用料金制	あり ○ なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	身体に障がいのある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練やスポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。	施設の外観
施設内容	相談室、診察室、機能回復訓練室、体育館、運動場、会議室、研修室	
指定管理者が行う業務	①身体障がい者福祉センターの事業の実施に関する業務 ②身体障がい者福祉センターの利用の許可に関する業務 ③身体障がい者福祉センターの利用の促進に関する業務 ④身体障がい者福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑤その他知事が定める業務	
施設の管理体制	所長(1) 支援課長(兼務) 支援課参事(1) 事務員(3)(法人他施設と兼務) 支援員(9)(内5名法人他施設と兼務) 作業療法士(2)(内1名法人他施設と兼務) 理学療法士(1)(法人他施設と兼務) 看護師(1) 嘱託医(2) 警備員(2)	

3 検証のための指標の推移

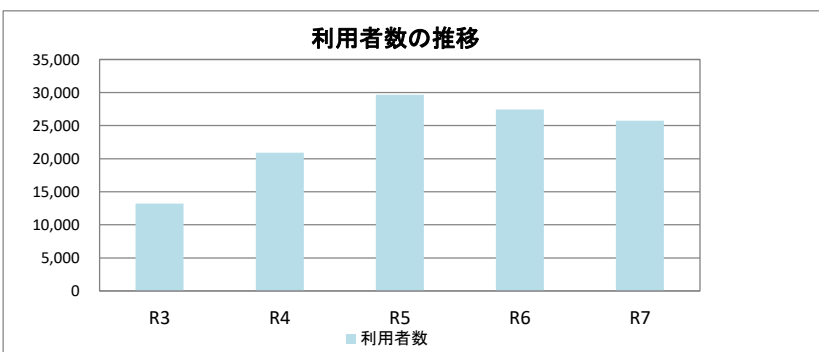
(1) 利用者数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間利用者数	13,219 人	20,911 人	29,664 人	27,443 人	25,733 人

(2) 収支状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 入 (A)	53,926 千円	54,294 千円	55,687 千円	60,929 千円	61,249 千円
委 託 料	52,412 千円	52,621 千円	54,319 千円	60,858 千円	60,858 千円
委託料(補正額)※1	— 千円	1,622 千円	— 千円	— 千円	321 千円
利用料金収入	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
その他収入	1,514 千円	51 千円	1,368 千円	71 千円	70 千円
支 出 (B)	53,926 千円	54,294 千円	55,687 千円	60,929 千円	61,249 千円
事業費	1,160 千円	1,646 千円	1,806 千円	2,654 千円	2,696 千円
維持管理費	4,774 千円	5,312 千円	4,905 千円	5,625 千円	6,794 千円
人件費	39,744 千円	37,592 千円	39,735 千円	41,388 千円	42,170 千円
その他支出	8,248 千円	9,744 千円	9,241 千円	11,262 千円	9,589 千円
収 入 (A) - 支 出 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※1) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

物価高騰等の影響による事業費等の支出及び指定管理委託料収入の増加。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○熱中症予防対策として、猛暑日における体育館での自主事業の休止等、利用者の安全確保を最優先とした適切な施設運営を行った。 ○前年規模で開催した「ほほえみフェスタ」では、悪天候のなかでも多くのボランティアや近隣小学校、地域住民の協力を得て盛大に開催し、活発な地域交流を促進した。 ○「障がい者スポーツ協会」をはじめ、「障がい者アートサポートセンター」や愛媛大学等（障がい者ICTサポートセンター）との連携を強化し、障がい者スポーツや芸術活動の普及、ICT活用による自立・社会参加の推進に幅広く取り組んだ。	猛暑の影響による自主事業の休止等により、前年度と比較して利用者数は減少したが、利用者の安全確保を最優先とするなど、熱中症予防対策を徹底したうえで、適切な施設運営に取り組んでいる。今後も、センター設置の目的に資する更なる福祉サービスの充実・向上に努めていただきたい。		A

(2) 施設の適正な維持管理のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○職員による週1回以上の施設内外部の巡回点検に加え、専門業者による法定点検・保守業務を適切に実施し、施設の安全確保と機能保持に努めた。 ○設備面では、「非常用発電機バッテリー等取換工事」および「吸収冷温水機ガス遮断弁交換工事」を完了させ、電気・空調設備の安定的な運用基盤を整備した。 ○植栽管理や清掃業務を専門業者へ適切に委託実施し、公共施設としての美観維持と快適な空間作りに努めた。	職員により施設内外部の巡回点検を実施するほか、専門業者へ点検や保守業務を委託実施し、仕様書に定める業務基準に沿った維持管理がなされている。 また、規模の大きい設備の故障等については、速やかに県に報告の上、県との情報共有及び連携した対応により、遅滞なく専門業者に対応を依頼できている。		A

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○各種教室やイベントの開催時に利用者アンケートを実施し、感想やニーズを詳細に把握することで、事業内容の充実やサービスの質の向上に努めた。 ○施設利用後に提出される「使用日誌」の記入内容の確認や直接の聞き取り、館内へのアンケート箱の設置等を通じて利用者の声を広く集約し、より利用しやすい施設づくりへ反映させた。	施設利用者からの聞き取り・意見等をもとに、随時、改善すべき事項に対応している。今後も、利用者からの意見について定期的に聴取し、施設の利用促進やサービスの質の維持・向上に努めていただきたい。		A

(4) 施設関連情報の発信のための取り組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評	価
○ホームページやブログへ各種スポーツ教室等の開催情報をタイムリーに掲載し、ウェブ上での積極的な周知に努めた。 ○「センターだより」を年4回定期的に発行・配布したほか、県内の小・中学校等で開催した「障がい者スポーツ派遣指導」等の機会を通じて、当センターの事業や障がい者スポーツに関する広範な情報発信に取り組んだ。	施設の利用促進等を図るため、ホームページやブログ、「センターだより」のほか、小・中学校等で開催した「障がい者スポーツ派遣指導」等の機会を通じて、情報発信に努めていることは評価できる。		A

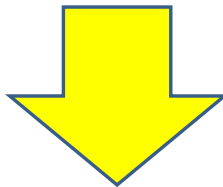
【評価基準】

S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの

A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの

B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの

C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
障がい者に対して、自立に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導及び支援を行っているほか、社会との交流の場として、社会との交流促進のため、地域交流サロン等の自主企画事業を多種実施しており、障がい福祉の増進に寄与していると考えられる。また、他施設や他機関との連携向上により、共通経費の削減や共同イベントの開催を行う等指定管理者制度を導入しているからこそその効果が認められる。 なお、本施設は開館後43年が経過しており、施設・設備の老朽化による修繕費等の増加が懸念されることから、引き続き、適切な施設運営や利用者の利便性の向上のため、個別施設計画に沿って優先度を判断しながら計画的に修繕を行っていく必要がある。今後も、障がい者福祉の向上に努め、センター設置の目的に資する更なる福祉サービスの向上に努めていただきたい。